

Title	立作太郎の国際法理論とその現実的意義：日本における国際法受容の一断面
Sub Title	Tachi Sakutarou : His contribution to the development of the Japanese international legal studies
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.2 (2012. 2) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

立作太郎の国際法理論とその現実的意義

——日本における国際法受容の一断面——

はじめに

第一章 立作太郎の国際法理論の特色

第一節 国際法理論体系の特色

第二節 方法論的特色

第二章 立作太郎の国際法理論の現実的意義

第一節 「実務家」としての立

第二節 政治・外交問題への対応

第三節 立の対外的活動

(一) 国際連盟法典編纂活動への寄与

(二) 立の欧文論考

(三) 立の欧文論考の現実的意義

むすび・立作太郎の国際法理論の現実的意義とその帰結

明 石 欽 司

はじめに

本稿は、大正期から昭和一〇年代の日本の代表的国際法学者とされる立作太郎⁽¹⁾の業績を、日本における国際法学の受容と展開の中で位置付け、評価することを目的としている。

立作太郎は一八七四(明治七)年に東京で生まれ、日本の国際法学会が設立された一八九七年に(東京)帝国大学法科大学政治科を卒業している。彼は、卒業後直ちに同大学大学院へ国際公法研究のために進学し、一九〇〇年六月には「外交史研究ノ為満三年間仏独英三箇国へ留学ヲ命ゼラル」⁽²⁾。「外交史研究ノ為」とされたこと理由は、当時既に寺尾亨・高橋作衛という二名の国際法講座の先任教授が在籍していたためであると推測される。そして、欧州留学中に帝国大学法科大学助教授に任官し、帰国後の一九〇四年に教授となる。その後、一九〇六年から外交史講座を担当し、翌年には国際公法第二講座兼担、更に、一九一一年に同第一講座兼担となっている⁽³⁾。

以上の略歴からも推測されるように、立の研究対象分野は国際法にとどまらず、外交史にも及んでおり、何れの分野においても彼は膨大な量の業績を残している。彼の死後に「立作太郎博士論行委員会」の手により編集・公刊された『立博士外交史論文集』の巻末に付された「立博士論文目録」によれば、「外交史関係」のものとして一一〇編を超える論考が、「平時国際法関係」のものとして二二〇編近くが、更に「戦時国際法関係」として五〇編近くが、各々挙げられている。そして、それら雑誌論文に加えて、「立博士著書目録」中には二六六の著書も挙げられている⁽⁴⁾。

このような膨大な業績を残し得ることとなった要因として挙げられ得るものが、立作太郎を直接知る人々によって語られてきた次のような彼の人格ないし性向である。

例えば、『国際関係法辞典』中で「立作太郎」の項を執筆した安井郁は、「要するに立の真面目は学問一途に生

きたところにあり、立のすべての活動と出処進退はその態度で一貫している⁽⁵⁾のである。また、横田喜三郎は「国際法に三昧一途の立作太郎先生」と題した一文の中で次のように立の日常を評している。

「文字通りに、朝から夜まで、月曜日から日曜日まで、いちずに国際法を勉強されたのであった。俗事には、まったくかわりあいをされなかった。政治的なことであれ、社会的なことであれ、事務的なことであれ、学問以外のことは、「立」先生にとってはすべて俗事であった。」⁽⁶⁾（「内は明石による。以下同様。」）

また、一又正雄は日本国際法学会創設期における次のような情景を記している。

「山田三良、山川端夫と立作太郎の三人の間の会話で、山田が、立は勉強していれば、それでよい、会の運営など無理なのだから、自分らに任せとけ、といえば、山川は相づちを打ち、立自身笑ってうなずいていたのである。したがって、国際法学会の研究と雑誌編集の部門が立の仕事であった。」⁽⁷⁾

これらの記述によれば、立作太郎は「学究肌の人間」として評価されているのである。しかしながら、この「学問一筋」という評価が正しいとしても、立が演じた別個の役割にも我々は注目すべきであろう。即ち、立は、大学院在籍中から「国籍取調事務嘱託」（一八九七年一二月）や「新条約実施に関する取調嘱託」（翌年五月）となるなど「四十余年にわたり、外務省の国際法問題その他取調事務に最も深く関係し、多大の功績をのこした専門の学者」⁽⁸⁾であった。彼は、生涯にわたり「外務省とはきわめて深い関係を保ち」、「実質的な国際法顧問」として活動したとも言われている⁽⁹⁾。つまり、彼は外務省を通じて国際法を巡る実務にも関わり続けたのである。

そして、この「学究」と「外務省の實質的な国際法顧問」という立作太郎が有した二つの側面を見ることが、大正期以降の代表的な「日本の国際法学者」としての立を評価する際に必要とされるものと考えられる。本稿では、これら二つの側面に触れつつ、日本の国際法(学)受容過程において彼の著作が有したと思われる実践的な意義についての考察を加えることとしたい。

そこで、以下では先ず、立作太郎が「学究」として示した国際法理論体系と方法論における特色を素描し(第一章)、次に、立の国際法理論が有する実践性を二つの活動、即ち、現実に生起する政治・外交問題に対する彼の「学術的」活動と彼の海外に向けられた「学術的」活動(特に、欧文で公刊された著作)について検討する(第二章)。これらの事柄を論述と検討の対象とすることの理由は、これらが、彼の「学究」としての在り方とその実践的意図(結果的には、彼の「實質的な国際法顧問」としての役割の一端を示すものとなる。)を提示するための材料となると思われるからである。

第一章 立作太郎の国際法理論の特色

第一節 国際法理論体系の特色

本節では、立作太郎の国際法理論の特色について検討を加える。以下で、主たる検討対象とされるのは、立が残した複数の国際法概説書⁽¹⁰⁾の中でも主著と考えられる『平時国際法論』と『戦時国際法論』である。(両著の初版は各々一九三〇年とその翌年に日本評論社から出版されているが、本稿執筆に際しては、前者についてはその第六版(一九三七年)を、また『戦時国際法論』については立の没後の一九四四年に「立博士遺稿出版委員会」(委員長山田三良)⁽¹¹⁾により出版された改訂版が使用されている。それらを選択したのは、それらが何れも最新の版であり、立が到達した

最終的な国際法理論体系を示すものとみなされるからである。⁽¹²⁾

さて、立の理論体系の特色を示すためには、オッペンハイム (Lassa Francis Lawrence Oppenheim (1858-1919)) の国際法概説書との比較を行うことが適切であるものと思われる。その理由は、立が有したオッペンハイムとの次のような関係にある。即ち、オッペンハイムの国際法概説書の第三版が公刊された際に、立は『国際法外交雑誌』にその紹介記事を寄稿しており、その中で同書を高く評価すると共に、学生へも推奨する旨を記している⁽¹³⁾のである。⁽¹⁴⁾

『平時国際法論』及び『戦時国際法論』の構成をオッペンハイムの概説書の構成と比較した場合に直ちに看取されるのは、『平時国際法論』及び『戦時国際法論』を通じての構成がオッペンハイムの概説書の構成に酷似しているという事実である。⁽¹⁵⁾ 多少の相異 (例えば、オッペンハイムは「国際法の客体」(The Objects of the Law of Nations) と題する第一巻第二部 (Part II) において、第一章で「国家領域」(State Territory) を、第二章で「公海」(The Open Sea) を、第三章で「個人」(Individuals) を各々論じているのに対して、立は「第三篇 人、船舶及空間の国際法上の地位」においてこの表題に登場する順で各々について論じている。) は存在するものの、『平時国際法論』の本論の構成は、後者の概説書の第一巻 (平時: Peace) のそれと概ね同一である。

但し、立の理論体系とオッペンハイムのそれとの間に大きな相異点も見られる。即ち、オッペンハイムの概説書において第二巻 (「戦時及び中立」) 冒頭 (第一部第一章) に収められている「国家間紛争の友好的解決」(Amicable Settlement of State Differences) に関する論述は、『戦時国際法論』ではなく『平時国際法論』において「第七篇 平時に於ける国際紛争解決方法」として展開されているのである。

それでも、立が自らの国際法理論体系を構築する際に、当時高い評価を受けていたオッペンハイムの概説書に⁽¹⁶⁾多大な影響を受けていた⁽¹⁷⁾ことは許されるであろう。

第二節 方法論的特色

本節において後に示されるように、立は国際法学における方法論についての言及を頻繁に行っている。そして、この方法論への関心は、次のことを理由として、彼の研究者としての経歴のかなり早い時期から存在していたものと判断される。即ち、立は一八九九年に（つまり、大学卒業後間もない、そして留学以前の時点で）ホールの概説書（*Treatise on International Law*）の第四版の本文全訳書を公刊しているが、同書の「緒論」（Introductory Chapter）には国際法の方法論や認識論に関わる多様な論点（「国際法トハ何ソヤ」・「国際法ノ性質及ヒ淵源ニ関スル諸説」〔自然法と「人定法」（positive international law）に関する議論〕・「人定法主義ヲ執ルヘキ理由」・「其効力ニ就キ疑ヲ存セサル国際慣例」・「其法律上ノ価値ニ就キテ疑ヲ存スル国際慣例」・「条約」・「国家ノ行ヘル諸種ノ行為ニ就キ法律上ノ価値ニ関スル結論」・「国際法ハ法律ナリヤ」）が提示・解説されており、この翻訳作業の過程で、立は方法論に関してかなりの知識を獲得していたと考えられるのである。

また、有賀長雄との間で展開された（次章でも触れられる）「保護国論争」（但し、これは当時用いられた名称ではなく、一九七〇年代中葉に田中慎一によって提示された用語である。）⁽¹⁹⁾の過程からも、立が研究者として早い段階で方法論的自覚を有していたことが理解される。この論争は幾つかの論点を含むものであったが、それらの中で国際法学方法論に関わる部分は次のように推移した。

まず、立は、有賀の『保護国論』（一九〇六年九月公刊）⁽²⁰⁾に対する書評の中で、「有賀」博士は政治学上の方法に依る類別中の各種の保護国に擬するに各特有なる国際法上の法理を以てせんとし保護国の政治学的類別を以て直ちに国際法学的類別と同一物たらしめんと試みたり」との指摘を行っている。この点について立は、この書評では「有賀」博士が此点に於て成効せるや否やは他日機を得て之を詳論すべきも兎も角も保護国類別に関する新機軸を出せるの説と謂はざるべからず」として、明確な批判を展開していないものの、法律論と政治論の峻別

の必要性を示唆している。⁽²¹⁾ このような立の書評に対して、有賀は「国際法に於て法律論と政治論とを全く別視すべきものと為すは誤なり」とし、また「国際法に於ては各国政府が国際生活の必要上より実行したる所の政策を以て事実とし其の各国々民の生活發達に有益なるものを取て合法と為し、之に有害なるものを目して違法と為す次第なれば、国際法上の事實は元と皆政治上より出づるを断言すべし」⁽²²⁾との反論を公にする。そこで、立は法律論と政治論の峻別の必要性について再度論じ、次のような徹底的な批判を加えた。即ち、立は、有賀の政治論と法律論を混同する理解に対して、「国際法上に於て合法なるや不法なるや又は権利存するや否やの論は国際各法規及び条約に適せるや否やの論に外ならず国際各法規は国際団体に普及せる国際慣例（慣習法）又は団体内の諸国間の一般的条約（成文法）に本きて其存在を証明すへきものにして決して各国国民の生活發達に有益なるや否やの政治学上の問題の答案に依り其存在と否とを決すへきものにあらざるなり」⁽²³⁾としたのである。

つまり、有賀が政治（学）的要素を国際法学に導入したのに対して、立は政治（学）的觀念と法（学）的觀念の峻別の必要性を説いたのである。そして、以上のような立の方法論への関心は、その後の研究者生活の中でも繰り返し姿を現す。例えば、前述のオッペンハイムの概説書（第三版）の一九二一年の紹介記事の中で、立は次のように述べている。

「オッペンハイム教授の国際法の著書は、實際上『アングロサクソン』人種の間に發達せる実証主義的国際法思想と独逸流の研究方法を適用して、大綱を網羅し、編纂の秩序整然たる大冊を成すに至ったものであって、我輩は許多の点に於てオッペンハイム教授の此の名著に依り啓発されたのである」⁽²⁴⁾

それでは、このような立の方法論的自覚と政治（学）的觀念と国際法（学）的觀念の峻別という思考方法は、

彼の国際法学に対してどのような特色を与えることになるのであろうか。それを示す一例として、『国際連盟規約論』（一九三二年公刊）における国際連盟の国際法人格を巡る次の一節が挙げられよう。

「国際連盟は元来一種の条約上の連合たる社団であつて、或る一定の事項に關係して法人格を有し得るも、連盟規約上の行動につきては未だ此点に於て特別の条約の規定又は慣習国際法の規定の成立せざる今日に於ては、法人格を有せざるものと認むべきである。国際連盟即ち League of Nations は、其の元来の設立の趣意に於て、英語の所謂 League 即ち連合であつて、法人格を有することが明認されて居らぬのである。連盟規約を全体として見れば、連盟諸国間の權利義務を定むるを趣旨とし、連盟其ものを法人格者と為し、之を權利義務の主体として認めたる趣意を窺ふことを得ないのである。⁽²⁵⁾」

この一節には、国際連盟の法人格に関して、連盟規約全体の解釈論と一般国際法上の国際組織の法主体性に関する理論全般を巡る評価に基づいた議論と判断が示されている。そして、仮に、国際法学における法実証主義が条約と慣習法という二つの形式的法源を中心として論じられるものと理解されるならば、ここで立が展開した議論はまさに法実証主義に基づくものであったと言えるのである。

但し、立の法実証主義は実定法の解釈・適用のみで満足するというような単純な「実定法主義」に基づくものではない。このことは、一九一四年に発表された国際法の「淵源」を巡る彼の論考において確認される。立はこの論考において、先ず「国際法の淵源」の意味について五説を挙げた上で、彼自身はそれを「各国際法規二法的効力ヲ與フル原動力即チ法ノ原力タル意義」として用いることを明らかにする。そして、そのような淵源を「国際法団体ノ法信即チ法的確信 (Rechtsüberzeugung)」とする説（「法信説」）が自説として展開されているのであ

る。また、この議論の過程において、自然法論の歴史的役割やその実定法規範との関係、更には「国家自己制限説」、「国家容認説」等の国際法の拘束力の基盤（淵源）を巡る議論についても、現代の研究者が理解していると同様の（そして、その意味においては「正確な」）認識が示されていることも指摘されるべきであろう。⁽²⁶⁾

「法信説」に依拠する実証主義国際法学という立の方法論的自覚は、彼の晩年に至るまで明確に存在し続けた。しかし、その内容は晩年には若干の変化を示しており、その変化は一九三六年一〇月上旬から翌月上旬にかけて行われた東京帝国大学法学部における五回の特別講義録を纏めたものとされる『現実国際法諸問題』（一九三七年公刊）の中に現れている。

一方で、立は、『現実国際法諸問題』中の「常設国際司法裁判所の決定に現れたる国際法上の主要観念及学説上の背景」と題された章において、「筆者は実定法主義を執るも、国際法の拘束力は国家の意思のみに基くに非ずと為すのである」と宣言し、更に、「規範の発生及発達は、社会組成員各個の自由意思に基くものに非ずして、窮局に於て社会的心理及社会的生理に関する天然律に基く所があるものと思はれる」と説明している。⁽²⁷⁾ このように、国際法の拘束力の淵源を単純に国家意思に求めず、「社会的心理及社会的生理に関する天然律」に求めるという立場は「法信説」に共通するものであり、この点に関しては晩年に至るまで立の基本的思考に変化は見られない。

他方で、「実定法主義を執る」とする立の「実定法」の内容は、条約と慣習法に限定されたものから、「法の一般原則」が重視されたものへと変化している。例えば、立は、国際法の拘束力の根拠を巡る議論の中で、次のように「ウィーン学派」を批判しつつ、「法の一般原則」の存在へと読者の注意を向ける。即ち、同学派が実定法を基礎付けるために必要とされる「仮説的基礎 (hypothetische Grundlegung)」として「基本規範 (Grundnorm)」を措定し、同学派の多数の学者が「所謂基本規範として *pacta sunt servanda* (合意は遵守せざるべからず) の原則

を挙げる」のであるが、この原則は条約の拘束力を説明することはできるものの「慣習法則の拘束力を説明するに不充分」であり、「[同学派が] 国際法則を合意法のみに限局して考へ、合意法の性質を備ふるに至らざる法の一般原則を無視するは不可と言はねばならぬ」⁽²⁸⁾「傍点は原文のママ。」とするのである。(同様に、常設国際司法裁判所が「ローチユス号事件」判決において実定国際法を条約と慣習に限定するような立論を行ったことを立は批判し、「国際的社會意識に於て、一定の準則が必ず之に遵依せねばならぬと認められるのは、必ずしも条約法及慣習法の形式を以てするものとは考へられない」と論じている。⁽³⁰⁾)

このように立が「法の一般原則」に注目することの背景には、「国際法に関する制裁」について「未だ組織的に編成される社会力に依り規則正しく行はるる所の制裁を存するに至らない」と同時に、「国際法規の規定する事項も、現在の国際生活の全般を蔽ふに至らずして、種々の規定上の缺陷を存する」との「国際法規の不完全性」⁽³¹⁾という彼の認識が存在する。そして、立はその不完全性を「法の一般原則」により補おうとしているものとして理解されるのである。⁽³²⁾

以上のように、立作太郎は、若干の変化を伴いつつも、「法信説」に依拠した法実証主義を採用するという国際法学方法論を研究生生活の早期から自覚し、それを晩年に至るまで維持したのである。それでは、そのような一貫した方法論的自覚に裏打ちされた彼の著作は、現実世界との関わりの中でどのような機能を果たしたのであろうか。

第二章 立作太郎の国際法理論の現実的意義

第一節 「実務家」としての立

立は、若手研究者の時代から没年に至るまで、日本の外務省との関係を一貫して有していた。既に触れられた

ように、彼は大学院生時代に外務省の嘱託として働いた。また、三年余に及ぶ欧州留学から一九〇四年三月に帰国すると、その翌月から（同年三月に外務省が設置した）臨時取調委員会の委員として、特に、「保護国」についての調査を進めることとなった。立は、帰国以前からこの委員会の委員に予定されており、発足当初の立以外の委員は、珍田捨巳（外務次官・委員長）、山座円次郎、倉知鉄吉、寺尾亨、高橋作衛、中村進午であった。この委員会は一九〇六年二月まで存続したが、国際法学者であった寺尾以下の三名は途中で免官乃至解任となり、最後まで学者として委員にとどまったのは立一人であったのである⁽³³⁾。

その後の立は、一九〇八年にロンドン海戦法規会議専門委員、一九二一年にワシントン会議全権委員随員、一九三〇年にハーグ国際法典編纂会議帝国代表顧問に任命されるなど、国際会議の場において日本政府の立場を支持する役割も担った⁽³⁴⁾。そして、正式な職位は「嘱託」（非常勤）であったが、外務省に「立博士」という札が掛かった一室が設けられ、実質的な国際法顧問として深い敬意と厚い待遇が立には与えられたという⁽³⁵⁾。

以上のような外務省との密接な関係ゆえのことであろうか、「常務理事立作太郎博士逝去」の記事を掲載した『国際法外交雑誌』の「会報」欄には東京帝国大学総長（内田祥三）の弔辞と共に外務大臣（重光葵）の弔辞が掲載されているのである⁽³⁶⁾。

しかし、このような立の外務省を中心とした実務的活動よりも重要であると思われる事柄は、彼が国際法学者として展開した議論それ自体が有し得た現実的乃至政治的意義である。そこで、次節以下では、立の論考と日本の現実の政治・外交との関連について考察することとする。

第二節 政治・外交問題への対応

立は（当時の多くの国際法学者がそうであったように）現実に生起する諸問題についての国際法学的考察を展開

する論考を多数発表している。例えば、一九一一年に辛亥革命が勃発すると、内乱、交戦団体、外国の中立義務などの問題が研究対象となり、翌年には多くの研究者がこれらの問題を扱う論文を公刊しているが、その中で立は「内乱の場合に於ける外国の義務」(『法学志林』第一四卷一号(一九一二年一月))、「交戦団体の承認の効力を論ず」(『国家学会雑誌』第二六卷二号(同年二月))、「外国の内乱の場合に於ける不干渉の義務、並びに新国家又は新政府の承認」(『国家学会雑誌』第二六卷三・四号(同年三・四月))、「内国戦争に於ける国際法規の適用」(『法学志林』第一四卷五号(同年五月))と毎月のように関連論文を発表し、それらは一九一二年公刊の著書『内亂ト國際法』⁽³⁷⁾に纏められるのである。

同様の傾向は、「第二次日韓協約」(一九〇五年一月一七日)締結前後に多数の学者により提起された「保護国」の位置付けという問題に関する議論についても妥当する。この問題について、立と有賀長雄の間で(前章第二節で触れられた)「保護国論争」が展開され、立は一九〇五年八月から翌々年二月までの間に少なくとも五編⁽³⁸⁾の、また有賀は一九〇六年二月から翌年一月までの間に少なくとも四編⁽³⁹⁾の、保護国をめぐる論考を公刊している。立・有賀間論争の主たる論点は「主権」・「独立」の意味と「保護国」の類別にあったが、それらは結局のところ日本が保護国化した韓国⁽⁴⁰⁾の地位に関する実践的問題であったのである。

以上の事実から、現実に発生している政治・外交問題に対して立が敏感に反応し、それらの問題を国際法上の問題として扱う論考を公にしたことは理解されるが、それでは彼の立論はどのような現実的(乃至は政治的)意義を有し得たのであろうか。この点については、彼の『米国外交上の諸主義』⁽⁴¹⁾と題された著作を題材に論ずることとしたい。

この著作において立は、外交政策上米国が主張した「孤立主義」・「モンロー主義」・「中立の主義」・「海洋自由主義」・「門戸開放主義」・「領土保全主義」・「ステイムソン主義」について論じ、更には「亜米利加大陸諸国の共

「同の主義」としての「モンロー主義」や「ドラゴウ主義」等にも言及している。これらの諸主義は米国外交上の政治的原則ではあるが、それらの歴史的起源や実際の適用例のみならず、各主義を体現した諸条約や各主義の国際法上の根拠等にも立の考察は及んでいる。この点において、この著作は国際法学的観点からの評価にも充分耐え得るものとなっているのである。

さて、本章の主題との関連で着目すべき点は、この著作における立の議論の現実的（乃至は政治的）意義である。例えば、モンロー主義の適用について、米国が、一方では、同主義に基づき米州の問題に対する非米州諸国の介入を排除しながら、他方では、東アジアにおける日本の利益に容喙している点を、「是れ衡平の思想上認め難い所である」と立は批判する⁽⁴²⁾。また、同じくモンロー主義に関連して、米国は「亜細亞大陸に関して（モンロー主義と同様なる）地方的主義」を認めないことにより「衡平上に於て缺くる」ところとなり、「我軍隊が印度支那の防護の為に印度支那に進駐するや、米国は果して所謂A、B、C、D包囲策の我国を抑圧せんとする計画の枢軸となつて、我国をして自存自衛の必要上英米に宣戦せざるを得ざるに至らしめたのである」とする⁽⁴³⁾。更に、「門戸開放主義」に関して、立は、「支那の門戸開放主義」に焦点を当て、特に、満州国と同主義との関係について、後述（次節(二)）の一九三四年の仏語論文（「中国及び満洲における門戸開放」）における同様の論理を展開している⁽⁴⁴⁾。

このように、『米国外交上の諸主義』における立の行論は、頻繁に日本の外交政策の擁護のためのものとなっているのである。次節では、同様の傾向をより一層明確に示すものとして、立の対外的な活動について考察することとしたい。

第三節 立の対外的活動

(一) 国際連盟法典編纂活動への寄与

一九二五年から三〇年にかけて行われた国際連盟の法典編纂活動に呼応するかたちで、日本では国際法学会内に（国際法学会と国際法協会（I L A）日本支部が合同して）国際法典編纂研究委員会が設置された。当初は、一〇個の主題を扱う予定であったが、結果的に九個の主題についての「国際法典案」が作成され、連盟の法典編纂委員会に提出されている。⁽⁴⁵⁾そして、この日本における法典編纂活動において「主導的な役割を果たした」者が立作太郎であったと言われている。⁽⁴⁶⁾それでは、この国際連盟の法典編纂活動に対する日本の寄与はどのような評価を海外において受けたのであろうか。

一九二八年九月一二日に国際連盟総会第一委員会において、報告者ロラン（Henri Rolin）は「国際法の漸進的
法典化」（Progressive Codification of International Law）に関する総会決議案を提示した。同決議案には、「多様な
国際学会により、そして各国、就中アメリカ合衆国及び日本、において形成された研究部会（study groups）に
より」なされた貴重な支援に対しての謝辞が含まれ（第二項）、更に、ロランによる決議案の説明においても米
国（特に、ハーヴァード大学）と日本における研究協力に言及されているのである。⁽⁴⁷⁾（最終的にこの決議案は同月二
〇日に連盟総会で採択されている。⁽⁴⁸⁾）

また、『米国国際法雑誌』（*American Journal of International Law*）掲載記事⁽⁴⁹⁾では、「国際法典案」について次の
ような論評がなされている。同記事では、「国際法典案」の第五草案（「軍艦其ノ他ノ公船ノ地位ニ関スル規程」）及
び第八草案（「外国人ノ入国及追放並在留外国人ノ取扱ニ関スル規程」）を除く七草案は国際連盟の委員会が法典化に
適するとして採択した主題のリストに従ったものであること、そして、それらには実定法と立法化が望ましいと
される諸規則が混在していることなどが指摘されているが、結論的には、「紙数の関係上詳述できない」ものの、

それらの草案は「広く回覧され、研究されるに値する」と総体としては好意的な評価を受けている。(但し、このような好意的な評価に至る過程で、次のような興味深い指摘も行われている。即ち、国際法の法典化草案の中に「国家政策ではないとしても、国家の性向が現れる」のは人間の業として仕方のないことであり、その限りにおいて草案についての一般的合意を得ることは実現され難く、このことは特に「国際法典案」の第八草案について妥当すると評されているのである。つまり、ここでは婉曲的ながらも、「国際法典案」が有する「政治性」が指摘されているものと解されるのである。)

以上のように、立が作成に携わった日本の「国際法典案」は海外において概ね好評を得たのである。それでは、次に、立が個人として演じた対外的学術活動について考察するために、彼が欧文で公刊した論考に注目することとしたい。

(二) 立の欧文論考

立作太郎は、欧文(英文又は仏文)でも多数の論考を発表している。特に、『現代日本』(Contemporary Japan)には、国際法関連のみならず、日本の外交問題に関する立の論考が多数発表されている。この英文雑誌は「日本外事協会」(The Foreign Affairs Association of Japan)によって季刊雑誌として一九三二年に発刊され、一九七一年に廃刊となっている。寄稿者には国際政治研究者のみならず、政治家(例えば、池田勇人が執筆者とされる論文が掲載されている。)や官僚等が含まれており、掲載論文の内容は日本の内政及び外交上の時事問題に関する論評が中心となっている。

しかし、ここでは、立が海外で公刊した著作についての考察を加えることとしたい。それは、まさに海外(欧米世界、とりわけ、欧米の学界)に向かって直接に発信したものであって、それらに示された見解が日本の代表的

国際法学者の意見として欧米の学界で認識され、それゆえの重要性が存在したものと推測されるからである。

ここで先ず考察の対象とされるのは、『国際法における国家の主権及び独立と国内問題』(以下『国内問題』とする。)と題された、パリを発行地とする一九三〇年の仏文著書である。⁽⁵⁰⁾ 同書の構成は次の通りとなっている。

「序文」は安達峰一郎(当時、常設国際司法裁判所判事)の手によるものである。それに続く本論は、第一章「国家主権」、第二章「国家の独立権」、第三章「国内問題」、即ち国家の排他的権限に委ねられた問題」及び第四章「結論」という構成となっている。

本書における立の国際法の基本的観念の特色として、次の諸点を挙げる事ができよう。先ず、立は「主権」を、「他の全ての権力の上に存在するという意味で至高であるという資格」として理解し、絶対性を必ずしも含意しないとしている。⁽⁵¹⁾ また、彼は、国際法の基盤を自然法や「自己拘束説」(但し、前章第二節で触れられたように、立の用語では「国家自己制限説」とされる。)に求めることでは不十分であるとし、それを諸国家からなる共同体の「法意識」(la conscience juridique)に求めている。⁽⁵²⁾ (つまり、ここでも「法信説」が展開されていることになる。)そして、その意識は、国際慣習や条約という形式で姿を現しているとされる。⁽⁵³⁾ 更に、彼は、国際法と国内法を二元論的に理解すると同時に、個人の国際法主体性を承認しない。⁽⁵⁴⁾

しかしながら、何よりも重要な点は、次の主張にある。即ち、本書の主題となっている「国内問題」について、立は、先ず「国内問題」(les questions intérieures)と「国内事項」(les affaires internes)⁽⁵⁵⁾を区分し(この区分について立は「あまりにも微妙なものに見えるかもしれない」としている。)、⁽⁵⁶⁾「国内問題」を「国際法により一国家の排他的な権限 (la compétence exclusive) に委ねられた」ものとし、「国内事項」を「一国家の推定的自由裁量に基づき (de disposition libre présumptive) 国内的領域 (le domaine interne) に入るものであり、それはいわば領域主権の行使の枠組又は領域権の享有という枠組の中のこと」としている。そして、「同様の事項に関する国家活

動に対する制約が、何らかの法規則の効力によっても、何らかの条約規定によっても、存在しないことが明白となる場合に、国内事項は国内問題の枠組の中に最終的に留まる」とされる⁽⁵⁶⁾。そして、国際連盟規約第一五條八項の検討を行いつつ、国際法により規律されない事項ではなく、排他的に国家に委ねるものと国際法が実定的に規定している事項こそが真の国内問題であるとするのである⁽⁵⁷⁾。

また、別の面で興味深い事柄を一つ指摘しておきたい。それは、この著作の中には日本に関する記述は出現していないという点である。この点は、それまでに日本人学者により欧文で公刊された国際法関連著作が概ね日本の国家実行や法制度、歴史といった事柄の紹介を中心としたものであったことを考慮するならば、立のこの著作が新たな学術的価値を有するものであることを示しているのである⁽⁵⁸⁾。

この時期における立の欧文著作公刊活動は活発であり、前著『国内問題』公刊の翌年には「国家の主権と領域権」と題する仏語論文を『国際公法一般雑誌』(*Revue générale de droit international publique*)に発表している⁽⁵⁹⁾。しかし、ここでは立の欧文著作公刊活動の実践的意義を考える上でより重要なものと考えられる、一九三四年に『国際法比較法雑誌』(*Revue droit international et législation comparée*)に掲載された「中国及び満州における門戸開放」と題された論文⁽⁶⁰⁾の内容を紹介することとしたい。これは満州事変(一九三一年)を契機として執筆されたと思われる論考である。

この論文において立は、「門戸開放」原則に関連する一八九八年の英国通牒と翌年の合衆国による宣言以降の歴史の概観を行った上で、一九二二年の九国条約における同原則についての解釈を示している。結論としては、勢力圏内の特殊権益が同原則に優越すること、同原則が列強間のものであって列強と中国との間のものではないこと、元来「機会均等」原則と「門戸開放」原則は異なるものであること(前者は「最恵国条項」に表明されているものであって、経済的原則であるのに対して、後者は前者が実際にはうまく機能しなかったために、生み出されたもの

であるとされる。)、門戸開放原則が政治原則から法的原則となったのは九国条約締結のときであること、同条約により各国の勢力圏から中国全体に同原則が適用されるようになったこと、当初通常の私的商工活動に限定されていた保護の範囲(同原則の適用範囲)が最終的には鉄道・電信・電話等の公共部門にも及ぶようになったこと、そして、満州国建国(一九三二年三月一日宣言)によって、満州地域について中国が九国条約によって列強に認められた同原則に関する諸義務は満州国により継承されるものではないこと等々が論じられている。⁽⁶¹⁾尚、前著『国内問題』の場合と同様、この論文においても日本の国家実行や政策を巡る明確な主張や議論は見出されない。⁽⁶²⁾

さて、以上に瞥見してきた諸著作について共通した特色として、立以前の日本人国際法学者が公刊してきた欧文著作に比して、理論的に優れていることが指摘され得る。しかし、それ以上に本稿で検討されるべきと思われる事柄は、これら著作が単に理論的に優れているだけでなく、極めて実践的な意図を内包したものであったのではないかという点である。

(三) 立の欧文論考の現実的意義

既に確認されたように、『国内問題』において立は、国際法により規律されない事項ではなく、排他的に国家に委ねるものと国際法が実定的に規定している事項こそが「真の国内問題」である、との主張を展開していた。この主張の論理的帰結として、「真の国内問題」の範囲は極めて限定されることとなる。⁽⁶³⁾そして、この著書の公刊時(一九三〇年)においてこの主張がもたらし得る現実的效果を日本の対外政策に即して考えるならば、日本の中国に対する干渉を容認するための法的根拠としての効果を有することが予想される。(勿論、このように「国内問題」の意味を極めて狭く解することは、国際連盟が関与できない事項の範囲を限定することになるのであるから、連盟を通じての紛争解決の可能性を増大させるといふ効果をも有する。)

また、一九三四年の「中国及び満州における門戸開放」論文では、満州国建国によって満州地域について中国が九国条約によって列強に認められた門戸開放原則に関する諸義務は満州国により継承されるものではない旨の主張が提示されていたが、これは満州国に対する列強の介入を排除するための法的論拠として機能し得たであろう。そして、日本と満州国の当時の関係を考慮するならば、満州への列強の介入を排除することが日本にとっての現実的重要性を有する問題であったことは容易に理解されるのである。⁶⁴

このようにして、以上の二著作においては日本の国家実行や対外政策についての明確な直接的言及は見られないものの、そしてまた立自身の意図がどのようなものであったとしても、そこで展開されている国際法的議論の論理的帰結は、それぞれの著作が公刊された時点での日本の（特に、中国・満州を巡る）対外政策の目的遂行にあって有利に作用するものであったと解され得るのである。

そして、このような日本の対外政策との合致ないしはその支持という傾向は、一九三七年に英文で公刊された（但し、発行地は日本国内である。）『中国及び満州における門戸開放原則』⁶⁵においてますます明白となる。即ち、同書は立の一九三四年の仏文論文と内容的にかなり重複しているが、満州における日本の特殊権益の擁護という立の姿勢は次のように明白になっているのである。

例えば、米国にとってのカリブ海地域やパナマ運河の重要性と対比させながら日本にとっての満州の特殊権益を擁護する論述⁶⁶や満州国建国により九国条約上の門戸開放原則の満州への適用は終止しその後の満州国による同原則を尊重する旨の宣言は一方的行為であって常に撤回可能であり且つその内容は満州国によって規定されるものであるとする議論⁶⁷、更には、九国条約にいう門戸開放原則と異なり、満州国におけるそれは純粹に私的部門に含まれる商工業に關してのみ適用されるものであって、公共部門（例えば、「満州石油」(The Manchurian Petroleum Company)）の株式の満州国人と日本人による独占は同原則には抵触しないとする論述⁶⁸が意味することは、何

れも満州における日本の権益保護に他ならない。しかも、前述の欧文文献二編においては明白な形で登場することとはなかった「日本の外交政策」や「日本の権益」といった事柄が、この著作では正面から論じられ、擁護されているのである。

最後に、立の著作が欧米の学界において好意的に評価された点も指摘されなければならない。なぜならば、そのような評価を通じて、立の理論が欧米学界（更には、欧米社会）に理解され、それによってこそ彼の実践的意図が現実的効果を有するものとなり得たと考えられるからである。では、そのような評価は具体的にどのような登場したのであろうか。

（立自身による記述に従うならば）先述の仏文著書『国内問題』公刊の反応として、「万国国際法学会の国内問題の研究に関する委員会の報告者たるル・フール教授」が、立が同委員会の委員ではないにも拘らず、立に委員会報告書についての批評を求めたという⁽⁶⁹⁾。

また、立の欧文業績は欧米の学術誌掲載の書評においても好意的評価を受けている。例えば、『米国国際法雑誌』には、『国内問題』についての書評が掲載されている。そこでは、立の「全く独自の観点」が指摘され、「国内問題」に関する研究への貢献が評価されている⁽⁷⁰⁾。同様に、『国際公法一般雑誌』においても『国内問題』は「極東の国際法の異論なき大家 (maître)」である立による欧文著作として高く評価されているのである⁽⁷¹⁾。

むすび…立作太郎の国際法理論の現実的意義とその帰結

日本における国際法研究の歴史に関して、伊藤不二男は次のような時代区分を行っている。即ち、第一期（幕末から明治初期まで）を翻訳書による国際法理解の開明期とし、第二期（明治中・後期）を日清・日露戦争に関する

る実証的研究の時期とし、さらに第三期（明治三八（一九〇五）年から大正年代）を国際法の体系的研究の開始の時期とするものである。⁽⁷²⁾

この伊藤による時代区分は、日本の対外政策の展開に対応するものとして理解することも可能である。即ち、第一期は「幕末・維新时期」であって、日本政府（徳川幕府・明治政府）は基本的に受動的対外政策（但し、対朝鮮・台湾関係については、既にこの時期に積極的な方針が示されている。）を採用している。第二期は日清・日露戦争に典型的に示されているように、日本が「文明国」であることを欧米に対して示しつつ、積極的対外政策に転じる時期である。そして、第三期は日本が「文明国」の仲間入りを果たし、更には欧米列強と競いつつ帝国主義的政策を展開するようになる時期である。

また、以上の時代区分を日本人国際法学者による欧文文献公刊（「対外発信」という「学術的活動」との関連の中で跡付けることも可能である。即ち、第一期には「対外発信」は行われなかったが、第二期には日本の制度や国家実行を海外に紹介するための「対外発信」が行われ、そして、第三期には単なる日本の制度や国家実行の紹介からは離れた理論的著作の「対外発信」が行われたのである。これらの「学術的活動」の中で、第二期のもの、日本の国家実行を擁護し、或いは日本が「文明国」であることを示すことを目的とするものであって、それはまた不平等条約改正の実現という当時の国家政策に適合したものであった。そして、第三期のものは（立の欧文著作において見出されるように）実際上は日本の国家政策に合致するものであったのである。⁽⁷³⁾

前記の伊藤による時代区分に従うならば、立作太郎が欧州留学から帰国し、大学教授としての活動を開始する時期は、その第三期の始期にほぼ合致する。その時点において、立は既に、『ホール氏国際公法』を公刊し、三年余にわたる欧州留学を経験していた。ホルルの概説書の翻訳作業は国際法理論の体系的理解という面で、また、欧州留学は「本場」の国際法研究者の学問水準の理解という面で、立に影響を及ぼしたであろう。そして、この

ような研究生生活の初期に獲得したと考えられる学識を基盤として、立の研究者としての営為は展開された。その成果は、それ以前の日本の国際法学者の論考に比較して、理論的水準という点において優れたもの（特に、欧文中で公表された論考を比較した際にこのことは明らかである）となっている。更に、国際連盟期の国際法典編纂活動において彼が中心となって起草した日本の条約草案や彼の欧文著作には欧米学界を中心として高い評価が与えられた。これらの事実に着目する限り、立の国際法学者としての学術的能力の高さは疑い得ない⁽⁷⁴⁾、彼が「学問一筋」であり、「学究」であったとする当時の彼を知る人々の評価は、決定的外れではない。

しかし、立の国際法の知識や論理構成能力の殆どは純粹な理論研究に向けられるよりも、（本稿で確認されたように、そして、彼以前の殆どの日本人国際法学者がそうであったように）時事的問題に向けられた。それと同時に、彼は外務省での活動を中心として現実に生起する政治・外交問題との深い関わりを有し続けたのである。

このような立の学問的功績と日本の現実政治との関わりを併せるならば、彼の主観的意図がいかなるものであったとしても、彼は母国の対外政策に有益な国際法研究者という存在であったのであり、彼の論考や見解は結果的に当時の日本の帝国主義的膨張政策の一助となったということは否定され得ないのである。

本稿では、立作太郎が果たしたこの役割について、何らかの道徳的非難を加えることなどは意図されていない⁽⁷⁵⁾。本稿で最後に提示されるべき事柄は、厳密には国際法に関する学問的問題ではないが、立を通して微かに姿を現している、国際法学という学問分野の特性を巡る問題である。

近代国際法の構造上の特色として挙げられ得る事柄は、規範内容の最終決定権者として国家に優位するものが存在しないということである。そのために、各国家が国際法規範を可能な限り自らにとって有利なものとなるように定立・解釈することが可能となる。そして、そのような国際法規範の定立や解釈に際して、国家（機関）は「優秀な」国際法学者の協力を求めることになる。その場合、当然のことながら、当該国家（機関）の政策を支

持するような「学問的」論理の展開が国際法学者には期待される。そこには、先ず結論（既定の国家目標、更には、その達成のための政策）が存在し、個人としての国際法学者の学問的見解とは異なる結論が求められる場合もあるであろう。特に、国家の危急存亡に関わるような事態においては、国家の側の要求に合致するものでなければ、当該国家にとって無意味なのである。

幕末・維新期の欧米列強からの圧力の中での国際法の受容過程において、国家間関係を「現実主義」的に理解し、国際法を自国の存続に役立てようとした日本の国際法学者⁽⁷⁶⁾にとって、当初から国際法は現実に活用されなければならぬものであったし、国家の側もそれを当然のこととした⁽⁷⁷⁾。そして、そのような考え方は、立が生きた時代にも妥当したであろう。しかも、戦争というまさに国家の危急存亡の事態においては、国家と「優秀な」国際法学者の関係は日本の現代に生きる者の想像を超えるものであったのではあるまいか。

立の逝去は一九四三年五月一三日のことであるが、その前後について一又正雄が立未亡人から聴取した事柄を、次のように記している。

「その「二九四三」年の三月ごろから体が弱り、軍の幹部らとの会議の後、夜おそく帰宅したときなどは、自分で靴がぬげなかつたくらいで、軍の開戦論に反対の立場に立つ悩みを訴えつづけていたという。こういうときにも、日中事変の長期化、日米関係緊張のため、『戦時国際法』の改訂は緊急とみたのであろう。立は、衰弱の身に鞭打って、改訂の手を加えていたと思われる。」⁽⁷⁸⁾

立作太郎の国際法学における論理展開能力は、当時の欧米における実証主義的国際法学者に匹敵する理論的水

準の高みに達していた。⁽⁷⁹⁾ 彼は、幕末以来の日本の国際法受容過程の中で、独自の理論をもって能動的に国際法学的立論を行い、欧米学界に対抗し得た恐らく最初の日本人学者であった。そして、彼が有能であればあるほど、彼は国家政策遂行の手段とならざるを得なかったのである。結果的には、立は優秀な国際法学者として日本の国家としての緊急時に活躍した果ての疲労困憊の中で国家に殉じたとも解されるのである。それは、欧米中心の国際法秩序に組み込まれざるを得なかった、そして全国力を傾注して欧米列強に対抗しなければならなかった非欧米国家の国際法学者が、その者の能力ゆえに迎えねばならなかった必然的帰結であったとは言えないであろうか。

* 本稿における引用文中の漢字及び仮名遣いの一部は現在のものに改められている。

* * 本稿は、『東アジアにおける近代ヨーロッパ国際法の受容と伝統的華夷秩序の相克に関する研究』（研究代表者柳原正治、平成一六年度〜平成一八年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書）一―一三頁所収の筆者（明石）担当部分の報告書に示された着想に基づいており、平成二三年度慶應義塾学事振興資金（個人研究B）による補助を受けて継続された日本の国際法受容を巡る諸問題についての研究成果の一部である。

(1) 横田喜三郎は立作太郎を追悼する一文の中で、日本の国際法学の発展との関連における立の地位に関して次のように評している。「真に国際法学的な研究はほぼ大正の時代から起こった。そして、この研究を代表し、大正から昭和にかけて日本の国際法学界を双肩に荷って立たれたのが実にわが立博士その人である。この時代の国際法学を語ることは同時に立博士を語ることであり、立博士を語ることはこの時代の国際法学を語ることにほかならぬ。」（横田喜三郎「立博士と国際法」『外交時報』第九二五号（一九四三年六月）六四―六五頁。）また、伊藤は「立作太郎は解釈法学としての国際法学を確立し、それによってわが国の国際法学を、憲法・刑法・民法などの国内法に関する法律学が到達しえた水準にまで高めた」としている。（伊藤不二男「国際法」野田良之・碧海純一（編）『近代日本法思想史』（有斐閣、一九七九年）四八五頁。）更に、大沼は戦前の日本の国際法学者の中で立が最重要であるとす。

- Onuma, "Japanese International Law' in the Prewar Period — Perspectives on the Teaching and Research of International Law in Prewar Japan —", *Japanese Annual of International Law*, vol.29 (1986), p.37.)
- (2) 立作太郎博士論行委員会 (編) 『立博士外交史論文集』 (日本評論社、一九四六年) 八〇七頁。
 - (3) 一又正雄 『日本の国際法学を築いた人々』 (日本国際問題研究所、一九七三年) 一一四—一一六頁。
 - (4) 立作太郎博士論行委員会 (編)、前掲書、八〇九—八三四頁。但し、この論文目録は完全なものではなく、特に、本稿で紹介されている立の欧文著作については、『現代日本』 (*Contemporary Japan*) 掲載の論考は記載されているものの、その他のものは記載されていない。
 - (5) 国際法学会 (編) 『国際関係法辞典 (第二版)』 (三省堂、二〇〇五年) 五九一頁。
 - (6) 横田喜三郎 「国際法に三昧一途の立作太郎先生」 『書斎の窓』 (有斐閣) 六号 (一九五三年一月) 一頁。
 - (7) 一又、前掲書、一一〇頁。
 - (8) 外務省百年史編纂委員会 (編) 『外務省の百年』 (原書房、一九六九年) 上巻一〇二五頁。
 - (9) 前掲 『国際関係法辞典 (第二版)』 五九一頁。
 - (10) 本稿で検討の対象として挙げられた二著の他に、立の国際法概説書としては、次のものが確認されている。『平時国際公法』 (日本評論社、一九二九年) (『現代法律学全集』 第一六乃至一九卷) … 『戦時国際公法』 (日本評論社、一九三〇年) (『現代法律学全集』 第二五・二六卷) … 『戦時国際法』 (中央大学 (発行)、有斐閣書房 (発売)、一九一三年) … 『戦時国際法 (全)』 (中央大学 (発行)、有斐閣書房 (発売)、一九一七年) (一九一三年初版本の第四版とされていることから、前記 『戦時国際法』 の第四版と推定される) … 立作太郎 (述) 『戦時国際公法 (完)』 (日本大学 (発行)、発行年未記載)。尚、「立博士 戦時国際公法 完」と表題が付された、ガリ印刷仮綴本が慶應義塾大学図書館に収められている。これは一九一二年及び一九一三年の立の講義録のようである。
- 以上の中で、『平時国際公法』及び『戦時国際公法』に関して、それらと『平時国際法論』及び『戦時国際法論』との関係について触れておきたい。即ち、『平時国際公法』は『平時国際法論』の第一篇(「国際法の基本観念」)を省略し、後者の第二篇(「国際法の主体」)を前者の第一篇として、順次「篇」の番号に変更を加えた(最終篇は後者では第七篇(「平時に於ける国際紛争解決方法」)で前者では第六篇)ものであり、「国際法の基本観念」に関する部

分を除く記述内容には、細かな変更（特に、欧文表記を補うか否か）が看取されるのみで、殆ど同一のものとなっている。（尚、『平時国際公法』及び『平時国際法論（第六版）』には、極僅かな例外はある（例えば、『平時国際公法』第二編第四章、三八二頁に「ブリーアリー国際法九一頁」への言及がある。）ものの、実質的には註が付されていない。）また、『戦時国際公法』と『戦時国際法論』においては、「緒言」をはじめとする同一の記述が多くを占めるが、内容に実質的な変更が加えられた箇所（例えば、前者において第一篇（「交戦法規」）第一部（「交戦法規通論」）第一章（「戦争及戦時法規に関する概説」）第二節（「戦争の原因及目的」）が後者では第二節（「戦争の目的」）と第三節（「戦争の原因」）に分けられ、特に、第二節に関して殆ど内容が新たに加筆されている。）が散見されると共に、前者にはなかった「註」が後者には加えられているなどの相異が存在している。

(11) これは本稿「むすび」の中での立の最期に関する一又の記述（一又、前掲書、一二三頁）からの引用中で言及されている『戦時国際法論』の改訂版に該当するものであり、「立の死後に『遺稿出版委員会』が立自ら手を入れた旧本を原本と補足の原稿に基づいて改訂増補」（前掲『国際関係法辞典（第二版）』五九二頁。）されたものである。

(12) 尚、立作太郎博士論行委員会（編）、前掲書、八三三―八三四頁に掲載された「立博士著書目録」には、『平時国際法論』は第四版（一九三四年）まで、『戦時国際法論』は第三版（一九三四年）までが、各々記載されている。本稿執筆に際しては、資料上の制約により、『平時国際法論』の各版の厳密な照合は行われていない。但し、次に挙げられる理由から、初版と最新版の間には大きな相異はないものと推定される。即ち、山田三良が「立」博士の国際法全体にわたる体系的著作は、昭和五年に『平時国際法論』を、昭和六年に『戦時国際法論』を公刊されたを以て最後としてゐた」（『戦時国際法論』「序」一頁）としており、ここには、各々の第二版以降の版において内容の実質的変更は行われていないとの認識が当時の学界に存在していたことが示唆されているからである。

(13) L. F. L. Oppenheim (R. F. Roxburgh (ed.)), *International Law — A Treatise*, 3rd ed., in 2 vols. (London/New York, etc., 1920-1921).

(14) 立作太郎「オッペンハイム教授と其著書国際法」『国際法外交雑誌』第二〇卷（一九二二年）二四一頁。

(15) 一又は「大ざっぱな表現ながら、立自身が推奨して学生にもすすめていたオッペンハイムの平戦時モデルになっているとって間違いはないであろう」としている。一又、前掲書、一一九頁。

- (16) 国際法史・国際関係史研究の文脈においても、オッペンハイムの概説書は極めて高い評価を受けている。即ち、彼の概説書が「恐らく、最も影響力のある英語の国際法概説書」(M. Wight, “Balance of Power”; in H. Butterfield/M. Wight (eds.), *Diplomatic Investigation* (London, 1966), p.172.)であり「尋常な成功を収めた」(M. Schmoeckel, “The Story of Success: Lassa Oppenheim and his ‘International Law’”; in M. Stolleis/M. Yanagihara (eds.), *East Asian and European Perspectives on International Law* (Baden-Baden, 2004), p.126.) である。See further, A. Nussbaum, *The Concise History of International Law*, revised ed. (New York, 1958), pp.281-282; Y. Onuma, “When Was the Law of International Society Born?”, *Journal of the History of International Law*, vol.2 (2000), p.4.
- (17) 尚、伊藤は『平時国際法論』及び『戦時国際法論』について「構成と論じ方の点では」オッペンハイムの影響を受け、「国際法の根本的な考え方の点では」ホールやホランドなどの「影響を受けたとおもわれるところも多い」としている。(伊藤、前掲論文、四八二―四八三頁。) ホランドについては兎も角、少なくともホールについては、立との学問的関係を示すことは可能である。即ち、次節の本論中でも触れられているように、立は一八九九年にホールの概説書の邦訳版を公刊しているが、立はこのホールの著作を高く評価しており(立『ホール氏国際公法』「小引」を見よ。)、若き日の立のこの訳業は後に彼が自身の国際法理論体系を構築しようとした際にかんがりの影響を与えたものと推定されるのである。
- (18) ウィリアム・エドワード・ホール著(立作太郎譯述)『ホール氏国際公法』(東京法学院、一八九九年)。この訳書は、一九〇八年に公刊された中村進午『マルテンス国際法(上・下)』(早稲田大学出版部)と並んで、「明治における二大訳業」とも評されている。一又、前掲書、一一八頁。
- (19) 田中慎一「保護国問題―有賀長雄・立作太郎の保護国論争」『社会科学研究所』(東京大学社会科学研究所) 第二八卷二号(一九七六年) 一二六―一六二頁。
- (20) 有賀長雄『保護国論』(早稲田大学出版部、一九〇六年)。
- (21) 立作太郎「有賀博士の保護国論」『外交時報』第九卷一〇号(一九〇七年) 九五頁。
- (22) 有賀長雄「保護国の類別論」『外交時報』第一〇卷一号(一九〇七年) 五六頁。
- (23) 立作太郎「保護国論に関して有賀博士に答ふ」『国際法雑誌』第五卷六号(一九〇七年) 三四―三五頁。

- (24) 立、前掲「オッペンハイム教授と其著書国際法」、二四一頁。この一節では「実証主義的国際法思想」と「独逸流の研究方法」に言及されているが、後者は、大陸法系の法思想というよりも、むしろドイツ歴史法学のことと思われる。(立は一九一四年の国際法の淵源を巡る論考において、「独逸歴史派」に言及している。立作太郎「国際法の淵源と法信説」『法学新報』第二四卷一―号(一九一四年)三七頁。)
- (25) 立作太郎『国際連盟規約論』(国際連盟協会、一九三七年)二二頁。
- (26) 立、前掲「国際法の淵源と法信説」、三〇―四一頁。尚、このような国際法の淵源を巡る理論(「法信説」)を、立は後述(次章第三節(二))の仏文著書(『国内問題』)においても展開している。(同書では、「法的確信」(Rechtsüberzeugung)に「法意識」(la conscience juridique)と云う言葉が当てられている。)また、「法信説」は『平時国際法論』(三五―三九頁)でも詳述されている。
- (27) 立作太郎『現実国際法諸問題』(岩波書店、一九三七年)一三六頁。
- (28) 同前、一三四頁。
- (29) *The Case of the S.S. "Lohus", France v. Turkey, 1927/09/07, PCIJ, Ser. A, No.10, 1927, p.18.*
- (30) 立、前掲『現実国際法諸問題』、一三八頁。
- (31) 同前、一三〇頁。
- (32) 「法の一般原則」を国際法の(形式的)法源に含めるという理解は、現在の国際法学においては常識的なものと思われる。しかし、一九二〇年に常設国際司法裁判所規程が作成された後に、このような理解が一般的なものとなるにはかなりの時日を要した。例えば、立の『現実国際法諸問題』公刊の翌年に上梓された横田の国際法概説書では、「国際慣習」と「条約」のみが「国際法の淵源」とされている。(横田喜三郎『国際法』(岩波書店、一九三三年)三一―八頁。)尚、「法の一般原則」の受容過程については、拙稿「『国際法の完全性』―その理論史と概念整理―」『法学研究』第八四卷七号(二〇一一年)七―一〇頁を見よ。
- (33) 田中慎一「朝鮮における土地調査事業の世界史的位置(一)」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所)第二九卷三号(一九七七年)五九―六四頁。
- (34) 以上の立の経歴は、立作太郎博士論行委員会(編)、前掲書、八〇七―八〇八頁所収の「立博士略歴」及び外務

- 省百年史編纂委員会（編）、前掲書、一〇二五—一〇二七頁に依拠している。
- (35) 一又、前掲書、一二〇—一二二頁。一又は、御雇外国人である英国人ベイティ（Thomas Batty）と比較しつつ、外務省における立の評価について、次のように記している。「時に、精緻を超えて、エクセントリックとも感じられる「ベイティの」議論では、外務省としても、これを使いこなせず、同じく先例、学説を詳細に引用しながらも、肯定、否定両論の得失を論じ、政策決定上、いずれをとるかについて判断するのに便宜な立作太郎の意見の出し方に、むしろ便宜を感じるようになったと思われる。」一又、前掲書、一七四頁。
- (36) 『国際法外交雑誌』第四二巻（一九四三年）六三三—六三四頁。外務大臣弔辞は、外務省百年史編纂委員会（編）、前掲書、一〇二七頁にも掲載されている。
- (37) 立作太郎『内亂と國際法』（有斐閣書房（清水書店発売）、一九二二年）。
- (38) 「保護国論」『外交時報』第八巻八号（第九三三号）（一九〇五年八月）…前掲「有賀博士の保護国論」（一九〇六年一〇月）…「国家ノ独立ト保護關係」『国家学会雑誌』第二〇巻一—二号（一九〇六年一月）…「保護国の類別論」『国際法雑誌』第五巻四号（一九〇六年二月）…前掲「保護国に關して有賀博士に答ふ」（一九〇七年二月）。
- (39) 「保護国の研究」『外交時報』第九巻二号（第九九号）（一九〇六年二月）…前掲「保護国論」（一九〇六年九月）…「保護国論を著したる理由」『国際法雑誌』第五巻二号（一九〇六年一〇月）…前掲「保護国の類別論」（一九〇七年一月）。
- (40) 尚、「保護国論争」に關しては、前註（19）の田中の論考の他、次の文献も見よ。柳原正治「主権平等と保護国」—『有賀・立保護国論争』を中心として—（編）『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝國の対応』（Korea Foundation 二〇〇一年度共同研究プロジェクト研究成果報告書）（二〇〇二年）一〇六—一一九頁。また、坂元は、有賀・立以外の国際法学者によっても保護国の位置付けを巡る問題が盛んに議論されていたことに、「良くも悪くも明治期の国際法学者に通底する実践的意識の高さを垣間見ることができるとしている。坂元茂樹「明治三十八年の光と影—日本における条約法研究の軌跡」大沼保昭（編著）『国際社会の法と政治』（『日本と国際法の一〇〇年』（第一巻））（三省堂、二〇〇一年）一八五頁。
- (41) 立作太郎『米国外交上の諸主義』（日本評論社、一九四二年）。

- (42) 同前、三三―三五頁。
- (43) 同前、九九頁。
- (44) 同前、一九三―二二七頁。但し、一九三四年の仏語論文に比較して、『米国外交上の諸主義』では立の日本外交政策擁護という態度が極めて明確に現れている。即ち、後者では一八九九年の米国の各国宛通牒や一九二二年の九国条約において「主として、支那以外の外国間の関係たるを以て、満州国が自ら門戸開放主義を遵守すべしと為すの宣言は、寧ろ常規を離れたる現象と称すべきものである」(同前、二二二頁。)とするだけでなく、「門戸開放主義が大東亜共栄圏の設定に関する重大な支障たることは顯然たる一の事実であると考えられる」(同前、二二七頁。)とまで立は論じているのである。
- (45) この「国際法典案」(邦語及び英語)は『国際法外交雑誌』第二五卷(一九二六年)五九九―六四八頁に収められている。また、次の文献には、所謂「ハーヴァード草案」と共に日本の「国際法典案」やその他の関連資料が纏められている。*American Journal of International Law Special Supplement*, vol.23 (1929).
- また、この九つの「国際法典案」の提出後、国際連盟の国際法典編纂専門家委員会で準備した草案が一四個となったため、日本の国際法学会は一九二五年に提出されなかった五つの主題についての「国際法典案」を作成した。それらは、『国際法外交雑誌』第二九卷(一九三〇年)二八五―二九四頁に収められている。
- 尚、この時期の国際法典編纂活動については次の文献を見よ。立作太郎「国際法典編纂」『国際法外交雑誌』第一二卷(一九一三年)八二九―八三七頁・松原一雄「国際法の編纂に就いて」『国際法外交雑誌』第二五卷六号(一九二六年)一一九頁・山田三良「国際連盟と国際法典編纂」『国際法外交雑誌』第二八卷二号(一九二九年)一―三一頁。
- (46) 村瀬信也『国際立法―国際法の法源論―』(東信堂、二〇〇二年)四九頁。
- (47) League of Nations, *Official Journal* (Special Supplement, no.65), Records of the Ninth Ordinary Session of the Assembly, Meetings of the Committees, Minutes of the First Committee (Constitutional and Legal Questions), pp. 12-13. (Third Meeting, September 12, 1928)
- (48) Société des Nations, *Journal Officiel* (Supplément spécial, no.63), Résolutions et vœux adoptés par l'Assemblée

- au cours de sa neuvième session ordinaire (3 au 26 septembre, 1928), p.9.
- (49) J. S. Reeves, "Japanese Draft Code of International Law", *American Journal of International Law*, vol.20 (1926), pp.767-768.
- (50) S. Tachi, *La souveraineté et l'indépendance de l'État et les questions intérieures en droit international* (Paris, 1930), 121 pp.
- (51) *Ibid.*, pp.9 et 11-13.
- (52) *Ibid.*, pp.10 et 17-18.
- (53) *Ibid.*, p.18.
- (54) *Ibid.*, pp.18-22.
- (55) 国際連盟規約第一五条八項の邦語公定訳において「紛争カ国際法上専ラ該当事国ノ管轄ニ属スル事項」とされている中の「事項」は、英語正文では“matter”であり、仏語正文では“question”である。同様に、第三条三項及び第四条四・五項中の「事項」も“matter”（英）・“question”（仏）である。（更に、第二四条二項中の「国際利害関係事項」は“all matters of international interest”（英）・“toutes questions d'intérêt international”（仏）である。）ところが、第二四条一項中の「国際利害関係事項処理」は“the regulation of matters of international interest”（英）・“le règlement des affaires d'intérêt international”（仏）と訳れている。つまり、「事項」には、英語正文中では一貫して“matter”が対応しているのであるが、仏語正文中では“question”又は“affaire”が対応している。（尚、第一二条二項及び第一四条中の「問題」は、“question”（英）・“point”（仏）である。）このような事情により、“les questions intérieures”及び“les affaires internes”に対して、連盟規約に基づいて別個の一貫した邦訳語を当てることができないうめ、本稿では本文において示した訳語を使用することとした。
- (56) Tachi, *op. cit.*, p.29.
- (57) *Ibid.*, pp.55-110.
- (58) 立以前の日本人学者による欧文著作公刊活動については、拙稿「日本の国際法学『対外発信』の一〇〇年—欧文著作公刊活動を題材として」大沼保昭（編著）『国際社会の法と政治』（『日本と国際法の一〇〇年』（第一巻））（三省

堂、二〇〇一年) 二〇七—二二二頁を見よ。

- (59) S. Tachi, "La souveraineté et le droit territorial de l'État", *Revue générale de droit international public*, tome 38 (3^e série, tome 5) (1931), pp.406-419. 立は、この論考の発表後、それを「基礎として、之に若干の補充を為して」同一主題の邦語論文(立作太郎「国際法上の主権及び領土権」『国家学会雑誌』第四七卷(一九三三年)四六〇—四九六頁。)を著している。

- (60) S. Tachi, "La porte ouverte en Chine et en Mandchourie", *Revue droit international et législation comparée*, tome 61 (3^e série, tome 15) (1934), pp.585-623.

- (61) 特に、結論に関しては次の箇所を見よ。 *Ibid.*, pp.619-623.

- (62) このことは、当然のことながら、日本についての言及が全く存在しないということの意味するものではない。例えば、日露戦争以降の満州を日本の勢力圏内とすることについての歴史的経緯 (*Ibid.*, pp.610-611.) や同じく日露戦争後の一九〇五年に開催された日中間の会議 (*Ibid.*, p.616.) 等への言及が行われている。

- (63) 立は一九二五年に公刊した論考においても「国内的問題即ち国際法上専ら紛争当事「国」間の一の管轄権に属する事項とは、国際法規に依り原則として専ら一国の管轄権に属すべきこと明白に認められたる事項に關し、且国際法規上又は条約上に於て他国に対する特別なる国際法上の義務又は責任の關係を存せざる問題なりと為すべき」(立作太郎「平和議定書と国内的問題(第二)」『国際法外交雑誌』第二四卷(一九二五年)六一七頁。)として、「国内的問題」を極めて狭く解する議論を展開していた。国内事項についての立の考え方は、立作太郎「国家の独立、主権及国内事項」『国家学会雑誌』第四三卷(一九二九年)二二二—二三〇頁においても示されている。

- (64) 同じく一九三四年に立は『現代日本』に中国における門戸開放主義に関する英文論文を寄稿している。S. Tachi, "Open Door in China and Manchuria", *Contemporary Japan*, vol.3 (1934), pp.571-587. 立は、邦文でもこの問題について、「支那に於ける門戸開放主義を論ず」(『法学協会雑誌』第五二卷一〇号(一九三三年)一一五一頁)、「門戸開放主義を論ず」(『外交時報』第七三卷(七二四号)(一九三五年)一一二三頁)等々で論じている。

- (65) S. Tachi, *The Principle of the Open Door in China and Manchoukuo* (The Kenkyusha Press, 1937), 33 pp. 尚、この著作中にその発行地の記載は見出されず、単に"Printed in Japan"と記されている。

みである。

- (66) *Ibid.*, p.28.
- (67) *Ibid.*, pp.29-30.
- (68) *Ibid.*, pp.30-33.
- (69) 立作太郎「所謂国際法上の国内問題に関する或る研究」『国際法外交雑誌』第三〇巻（一九三一年）六〇七頁。
- (70) *American Journal of International Law*, vol.25 (1931), pp.813-814 by J. B. Whitton.
- (71) *Revue générale de droit international public*, tome 38 (3^e série, tome 5) (1931), p.108 par R.G.
- (72) 伊藤、前掲論文、四六一—四八八頁。但し、伊藤とは異なり、第一期（幕末から明治二八（一八九五）年）を欧米近代国際法の紹介・継受の時期（前史時代）とし、第二期（明治二八年から明治四五（一九一二）年）を事実叙述と先例資料の重視、英米学説への依拠の時期とする論者（横田喜三郎「わが国における国際法研究」『東京帝国大学学術大観・法学部経済学部』（一九四二年）二三六—二四一頁・筒井若水・広部和也「学説一〇〇年史・国際法」『ジュリスト』四〇〇号（一九六八年）二一六—二一九頁）もいる。
- (73) 前掲拙稿「日本の国際法学『対外発信』の一〇〇年」、二二六頁。
- (74) 村瀬は、日本における国際法の法源論の歴史的展開の中で、立を次のように評価している。「日本における法源論の本格的な理論研究は、やはり一九一〇年代以降のことであり、立作太郎博士において一つの到達点を迎えるのである。わが国におけるそれ以前の国際法の理論は、国際法の実行を補完・補強するものであったにせよ、概ねそれは実行の中に埋没していたものとみなされるが、立博士において理論がその埋没から脱して自立することができたのである。」村瀬、前掲書、四七頁。
- (75) 因みに、立は所謂「大東亜国際法」理論を扱う論考を公表していない。但し、これは立が、大東亜国際法理論が盛んに展開された一九四〇年代前半に、執筆活動を休止していたことを意味するのではない。この時期に、立は「国際法に関する諸主義」（『国家試験』第一二巻一一・一二号（一九四〇年）、第一三巻二号（一九四一年））や「米国外交上の諸主義」（『国家試験』第一四巻一二号（一九四二年））等々を発表しており、それらは間接的に「大東亜国際法」に係るものであった。「大東亜国際法」理論と当時の日本の学界の状況については、拙稿「『大東亜国際法』

理論—日本における国際法理論受容の帰結—」『法学研究』第八二卷一号(二〇〇九年)二六一—二九二頁を見よ。

(76) 国際法受容期の日本の国際法学者が目指した国際法学の方向性は、立に先行した安達峯一郎が、御雇外国人パテルノストロ(Alessandro Paternostro (1852-1899))の明治法律学校における国際法講義の通訳を務め、その訳述を公刊する際に付した次の言葉に如実に現れている。「余や不肖ト雖モ請フ諸君ト共ニ此学「即ち、国際法学」ニ從事シテ日本国民ノ真地位真利福ヲ暢達セシメン。」(伊国法律博士パテルノストロ講述、明治法律学校々友法科大学特待生安達峯一郎通訳、明治法律学校々友中村藤之進筆記『国際公法講義 完』(司法省指定私立明治法律学校講法会)九〇七頁。)尚、同書によればこの講義の終了は「明治二五年六月一日」とされているが、同書の公刊年は記載されていない。森征一「パテルノストロと条約改正」『法学研究』第六九卷一号(一九九六年)四八頁では、明治三一年九月一七日がその発行日であるとされている。

(77) 幕末・維新时期における幕府や明治政府が行った国際法の現実的活用については、次の拙稿を見よ。K. Akashi, "Japanese 'Acceptance' of the European Law of Nations: A Brief History of International Law in Japan c. 1853-1900", in M. Stolleis/M. Yanagihara (eds.), *East Asian and European Perspectives on International Law* (Baden-Baden, 2004), pp.1-21.

(78) 一又、前掲書、一二三頁。但し、この引用文の内容には歴史的事実との関係において疑義が残る表現もあるように思われる。

(79) 但し、立が提示した理論や見解が「真実」を提示するものであったか否かは、当然のことながら、別箇の問題である。立が提示した個別的理論の検討については、一例として、次の文献を見よ。武山眞行「普仏戦争と日本の領海幅員」『法学新報』第二一六卷(二〇〇九年)四八七—四八九頁。(武山は、日本における領海三海里主義の確立に関する学説が立作太郎と板倉卓蔵の何れかの説に依拠しており、しかも、両説とも誤りである旨を指摘している。)